

諮問日：令和4年4月18日（令和4年度（最情）諮問第1号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第17号）

件名：司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局人事局長は、特定年月日の国会の特定の委員会において、「これまで、実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えてきたところでございます。」と答弁していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

実務修習の指導担当裁判官又は司法研修所教官（以下「教官」という。）が司法修習生に対し、申出書記載の事項を含む裁判官の職務内容又は待遇等について何をどのように伝えるかは、個々の指導担当裁判官又は教官の判断に委ねられていることから、これらの点をいかに伝えるべきかを指示する内容の司法行政文書は作成又は取得しておらず、本件開示申出に係る文書は存在しない。

苦情申出人は、最高裁判所事務総局人事局長が特定年月日に開催された国会の特定の委員会において「実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えてきたところでございます。」と答弁していることから本件開示申出文書は存在する旨主張するが、同答弁は、その内容について司法行政文書が存在することまで裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、実務修習の指導担当裁判官又は教官が司法修習生に対し、苦情申出人が主張する事項を含む裁判官の職務内容又は待遇等について何をどのように伝えるかは、個々の指導担当裁判官又は教官の判断に委ねられているとのことである。裁判官の職務内容又は待遇等は多様であり、画一的なものではないから、司法修習生に上記事項等を伝えるに当たって、司法修習生を直接指導する者にその具体的内容や方法を委ねることは合理的である。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、最高裁判所事務総局人事局長による国会の特定の委員会における答弁を根拠に本件開示申出文書は存在する旨主張するが、同答弁において司法行政文書の存在についての言及はなく、また、その内容も本件開示申出文書を保有していることを裏付けるものではないから、上記主張を採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子